

休止中サービスの取扱いについて

■再開にかかる要件等

	休止 1 年以内	休止 1 年超
審査	指定基準を充足した上で、再開届の受理が可能か審査する。 <u>※審査の結果、再開できない場合がある。</u>	<u>原則、再開できない。</u> ただし、指定基準を充足した上で再開の相談があった場合、再開届の受理が可能か審査する。 <u>※審査の結果、再開できない場合がある。</u>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・再開届出書 ・従業員の勤務形態及び勤務形態に関する書類（シフト表） ・その他必要と認められる書類 	
指定更新	<u>休止中の指定更新を行うことはできない。</u> 再開届の受理に係る審査により、再開可能であると判断された場合に更新可能。	

・再開の意思がない場合は、「廃止・休止届出書」を提出してください。

※何ら手続きを行わず、指定の有効期間満了日を経過した場合は、**有効期間満了日を経過した時点で指定の効力を失います。**

- ・審査の結果、再開が認められない場合は、再度事業を開始する際、新規指定に係る手続きが必要となります。
- ・再開の届出を行う場合は、再開予定日の 1 ヶ月前までに奈良県介護保険課事業者支援係まで電話にてご相談ください。

必要な提出書類をお伝えします。その後、必要書類を事業者支援係あてに郵送してください。

提出先	〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30 奈良県 福祉医療部 医療・介護保険局 介護保険課 事業者支援係 宛
-----	--

※各届出様式・必要書類については、奈良県介護保険課のHPの「申請・届出等様式」に掲載しています。